

議 事 録

会議名	平成28年度第1回寒川町介護保険運営協議会		
開催日時	平成28年6月28日（火曜日）18：00～19：40		
開催場所	寒川町役場3階 議会第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>出席委員：長崎委員（会長）、木藤委員（副会長）、佐久間委員、三澤委員、森井委員、山田委員、菊地委員、田中委員（8名）</p> <p>欠席委員：永田委員、下里委員（2名）</p> <p>事務局：古谷福祉部長、鈴木高齢介護課長</p> <p>高齢福祉担当：原主査</p> <p>介護保険担当：仲手川副主幹、野呂主査、広田主任主事、関谷主任主事、安達主任主事、後藤主事</p> <p>地域包括支援センター：稲葉社会福祉士</p> <p>傍聴者数：2名</p>		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険の運営状況等について 2. 介護予防事業について（地域支援事業） 3. 地域包括支援センターについて 4. 地域密着型サービスの状況について 5. その他 		
決定事項	議事については、すべて了承。		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	

<p>議事の経過</p>	<p>< 議事前段の進行 ></p> <p>○委嘱状交付 新しく委員になった三澤委員と山田委員へ委嘱状交付。</p> <p>○事務局紹介</p> <p>以降は長崎会長の司会で進行。</p> <p>○会長挨拶 平成28年度の第1回目ということで、平成27年度に執行されたものに対して議論を行う。27年度の執行状況について議論を行い、現年度の執行に役に立つよう意見をまとめられればと考えるので、協力をよろしく願います。</p> <p>○議事録署名委員の確認（森井委員、山田委員）</p> <p>○配付資料の確認</p> <p>< ここから議事 ></p> <p>議題1 介護保険の運営状況等について</p> <p>関谷主任主事、野呂主査：【資料1-1、1-2を用いて高齢者人口、高齢化率、認定者数、サービス受給者数について説明】 平成27年10月1日時点の寒川町の総人口は47,614人。そのうち高齢者人口が11,832人、高齢化率は24.8%となっており、どの数字についてもおおむね第6次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）（以下、計画）の見込みどおりとなっている。また、前期高齢者、後期高齢者についても同様に、おおむね計画の見込みどおりの数値となっており、今後、高齢化率、後期高齢化率については増加する見込みである。 認定者数については、要支援1、要支援2、要介護5が計画値に届かない結果となっているが、全体の合計値としては93.1%と、ほぼ計画値どおりの推移となっている。また、実際に認定調査をしている限りでは、要支援1、要支援2の認定を持つ方々の、主な申請理由としては、住宅改修や福祉用具購入であり、住宅改修などを利用後、更新手続きをしないまま認定が切れる方が多いようである。その後、認知症状等の進行があった際に、</p>
--------------	--

再度申請し、要介護1と判定されるというのが最近の傾向と思われる。

資料1-2において、計画との差では要支援1、要支援2の数値がかなり減少しているような印象であるが、実際の数値で見ると、26年度比から増となっている。また、全体の伸び率、合計で考えれば、26年度末1,413件、27年度末1,486件が65歳以上の実数となっており、1.05%の伸びとなっている。ここ数年、おおむね1.05%程度の伸びで推移しており、ほぼ昨年同様の傾向となっている。

サービスの受給者について、資料1-1の裏面における居宅介護サービス受給者数は、主に在宅で介護サービスを受けている方の人数を表しているが、認定者の増加に伴い、全体で、2年間で144人増加、要介護度別に見ると、要支援1、2の方は少し減少しており、要介護1から5の方については増加している。

次に、地域密着型サービス受給者数、こちらは寒川町に住む方のみが使えるサービスとなるが、こちらについては2年間に大きな増減は見られなかった。

続いて、施設介護サービス受給者数についても2年間で大幅な増減はないという状況になっている。以上。

後藤主事：【資料1-3、1-4を用いて給付状況について説明】

27年度介護給付費の総額は1,986,984,037円である。26年度との比較では120,125,900円増加し、約6%増となっている。

居宅サービスについては、26年度から引き続いて増加傾向にある。特定福祉用具販売については、利用者が増加したため、それに伴い給付費も増加している。地域密着型サービスについては26年度で一時的に利用人数が減少していた小規模多機能型居宅介護において、人数、給付費、件数ともに数値が回復している。住宅改修については、26年度と比べ人数は減少したが、給付費は増加している。これは26年度に比べ、1件当たりの改修費が高くなっているためである。居宅介護支援についても増加傾向にあるが、これは要介護認定者数が増加し、それに伴って、ケアマネージャーに係る費用も増加しているためである。介護保険施設サービスについては、26年度より微増とあってよい範囲である。介護給付費全体では微増傾向にある。

資料1-3の裏面について、全体的に計画値を下回る値となって

おり、大きな差は少ないと考える。居宅サービスのうち、通所介護、デイサービス、福祉用具貸与は、計画値よりも大きな値となっており、もともと増加傾向のあったサービスではあったが、町内の通所介護事業所が増えたことや特別養護老人ホームの入所が原則要介護度3以上となったことなどにより、通所を選択する方が増えたといったような要因が考えられる。

予防給付費について、資料1-4の表面、予防給付費の総額は80,629,251円。26年度から14,768,138円、約15%の減少となっており、要支援認定者数が減となったことによるサービス量の減が給付費にも表れている。資料1-4の裏面、ほぼ全てのサービスについて計画値よりも低い値となっている

介護給付費と予防給付費との合計は、2,067,613,288円となり、計画値に対する実施率は93%となる。

給付の状況等について、年々認定者数も増えており、それに伴って実績値が増えている。計画の初年度に当たる27年度はほぼ推計どおりである。以上。

(質疑)

会長：27年度介護保険状況において、10月1日現在としているのは何故か。

仲手川副主幹：計画が10月1日時点のデータを元に作成されているためである。参考に、3月31日の数値も掲載している。

会長：最後に説明のあった27年度給付実績について、予防給付が計画に比べて67%と、パーセンテージ的には随分低いが、啓発に力は入れているのか。

仲手川副主幹：寒川町において、要支援1、2の認定を受けている方々は、比較的、住宅改修や福祉用具購入のために、申請をするケースが多いと捉えている。そのため、それ以外のサービスを利用しない方が多いと思われる。計画を立てる際、ある程度、人口の伸びを考えて、計画値を組んでいるが、要支援1、2については、こちらの推計が少し外れてしまっているということが、数値により読み取れる。

会長：予防が介護費用の削減に繋がるので、啓発などきちんと進めていただきたい。

仲手川：介護認定に行く前の段階で食いとめるということはとても大切なことだと考えている。介護予防事業へ少しシフトをしながら、計画期間は進めていく。

議題2 介護予防事業について（地域支援事業）

広田主任主事：【資料2を用いて介護予防事業の実績と28年度の事業について報告】

健康つみたて教室については、26年度と比較すると、参加者数にそれほど大きな差はなかった。元気はっけん教室については、26年度とほぼ同数となっている。お父さんのためのアンチエイジング講座については、26年度と比較すると、27年度はほぼ2倍の参加が得られた。理由として考えられることは、本事業が26年度から始まった事業であったということと、26年度の参加者から人づてに噂が広がり、事業の認知度が上がったことにより、26年度に比べ27年度は参加者が増加したと思われる。生活支援型デイサービスについては、延べ参加者数は、26年度1,087名に対し、27年度は1,005名と若干減少している。高齢者健康トレーニング教室は、26年度、27年度ともに、開催するごとに定員を満了事業になっている。全5クールにおいて、募集定員の20名を超える申し込みがあり、希望者全員が受けられる状況にはなっていない。

28年度の介護予防事業については、27年度同様に現在、5つの事業を進めている。27年度第2回目の介護保険運営協議会（以下、協議会）で上がった意見を参考に、28年度からは元気はっけん教室の参加者を、南北それぞれ25名だったものを30名ずつに増やして、事業を展開している。

事業者の選定については、高齢者健康トレーニング教室を除く4事業において、公募で事業者を選定した。参加者等については、それぞれの事業がまだスタートしたばかりのため、次回、第2回目の協議会の中で示させていただく。

29年度より予定をされている介護予防・日常生活支援事業の実現に向け、27年度より寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進委員会を立ち上げた。今後、29年度以降について、介

護予防事業がより充実したものとなるよう検討するため、28年6月27日に、28年度の第1回目の会議を開催し、順次28年度も継続をしながら会議を進めていく。以上。

(質疑)

山田委員：高齢者健康トレーニング教室は公募ではないようだが何故か。また、この事業については締め切り前に定員になってしまっているという説明だったが、28年度は例えば定員を増やすといった予定はあるか。

広田主任主事：高齢者健康トレーニング教室は、中央公園にある寒川総合体育館の1つのコーナーを使って開催している。寒川総合体育館自体の管理運営が指定管理となり、指定管理を担っている業者が、総合体育館の運営を行う中で、併せて高齢者健康トレーニング教室を運営している。このため、高齢者健康トレーニング教室については公募という形を取っていない。総合体育館のトレーニングルームは一般の利用者も利用しており、枠を広げることによって、一般の利用者がトレーニングルームを利用しづらくなってしまいうということも考えられるため、20名という定員で開催している。

木藤委員：対象者について、介護が必要となりそうな高齢者と、介護認定を受けていない全ての高齢者の違いとは何か。

後藤主事：健康つみたて教室については、対象者が二次予防事業対象者となっているが、二次予防事業を行うに当たり、町において前年夏に高齢者へチェックリストを配布し、その回答結果に応じて、対象者を抽出、対象者へはダイレクトメールを送付し、二次予防事業を行っている。

議題3 地域包括支援センターについて

稲葉社会福祉士：【資料3を用いて地域包括支援センター運営事業実績について報告】

1. 相談の時間外対応については、①の17:00を17:15に訂正をお願いします。訪問状況は、③の「特定高齢者」を「二次予防事業対象者」に訂正をお願いします。高齢者等訪問相談は、高齢者の

単身世帯等、情報が行き届かない可能性がある方を対象に、看護師が訪問し、制度の説明、相談を行う。7.介護予防支援業務においては、介護予防事業所として要支援1、要支援2の方へプラン作成を行っている。委託した事業所の数は15事業所。27年度、新規に委託契約を結んだ事業所は、つるみね介護センターである。ただし、つるみね看護センターは実際にサービス提供に至らなかったため、委託した15事業所には含めていない。契約のみとなる。プラン作成数のその他については、介護認定が出る前にプラン作成等を行い、認定結果が出た後、要介護だった場合をカウントしている。資料3の1ページ目の出張相談は、南部文化福祉会館535件、北部文化福祉会館323件。27年6月から月1回、南北それぞれのセンターに行き、ロビーにて机と椅子を出し、出張相談を行っている。最初はなかなか周知されなかったが、チラシの配布や町広報誌への掲載、ポスターの掲示等により周知を行ったこともあり、回を重ねるごとに、相談者が増え、開始時間前に待っている方や広報等を見て来た方も見られた。出張相談により、そういったニーズが十分にあることがわかってきた。28年度はそれぞれ月2回ずつに増やして実施していく。以上。

(質疑)

佐久間委員：介護予防支援のプラン作成のところで、25、26、27年度の継続が減っているということは、要支援者が要介護1、要介護2になったということか。

稲葉社会福祉士：認定者数自体も減り、利用者数も減っているということでの、プラン作成数の減少となっている。住宅改修はあくまでも住宅改修のための書類作成となるので、プラン作成には含まれないということも影響していると思われる。

佐久間委員：要介護1や要介護2になったというわけではないのか。

稲葉社会福祉士：要支援1と要支援2の認定者数が減っている。

山田委員：権利擁護において、虐待のところが、25、26、27

年度と増えてきているが、虐待が掘り起こされてきたということか。

稲葉社会福祉士：実際、ケースは増えていると思うが、こちらは延べ件数のため、同じ方が何度もというのものもある。1年のうちで季節ごとや、何度も来る相談もあるので、総数の増もあると思うが、困難な事例も増えてきているとも捉えている。

山田委員：家族や支援の方々からの、どこからこういった情報が入ってくるのか。

稲葉社会福祉士：さまざまであるが、本人の場合もあれば、家族の場合もある。他には、介護事業所等、デイサービスに来たらあざがあるといった相談がくることもある。全てを虐待として捉えるわけではないが、関係者が虐待だと言ってきたものについては、虐待事例としてカウントしている。その後、それぞれを対応し、様子を見ることや、介護の方で解決していくということで対応している。

森井委員：出張相談で、相談内容というのは特に仕分けできるような状態ではないということか。個別に相談に行きやすい雰囲気があるようなので、役場まで行けないという話になると、出張相談を勧めている。

稲葉社会福祉士：まだ仕分けできる件数を受けていない。現在は周知の方が主なため、もっと個別の相談が出てくれば、相談内容に応じて仕分けができると思う。相談内容としては、認知症が多い。これもきっかけづくりであるので、ロビーでは、あまり込み入ったプライベートな話はできなくても、そこから話ができれば、時間をとって訪問して相談対応をすることができる。

菊地委員：権利擁護の困難事例において、27年度は90件とあるが、事例をこの場では話すということはないのか。

稲葉社会福祉士：私たち専門職が困難事例と捉えるケースとい

うのは、介護に繋がらないケース。例えば、本人が認知症で、本来ならば支援が必要であるが拒否されるケース。介護保険の利用になればケアマネジャーが担当について定期的に訪問ができるが、そうでない方は難しい。本人にはその自覚がないと、何度投げかけをしても介護保険の申請、利用に繋がらないというようなケース。本人が「問題がある」と思っていれば制度に繋がっていくので、本人の自覚がない、あるいは生活歴等によりなかなか周りの人と意見が合わないという方が困難事例である。

菊地委員：困難事例で、男女比はどうなっているか。

稲葉社会福祉士：それぞれである。介護の認定とは別で、包括支援センターは相談窓口であるので、男性で1人残されて寂しくて泣きながら、私の人生は何だったんだろうということで、80歳過ぎの方から相談を受ける場合もある。逆に、女性の方で、本人は強く、認知症と思われるが、一生懸命やっている。けれども、周りから困っているという相談を受けることもある。制度で割り切れない相談を受けている。

菊地委員：そういう方はやはり、ケアマネジャーに繋げて、そこから何か支援できる方法を取るのか。

稲葉社会福祉士：最終的には介護保険により設置されているセンターであるので、介護保険の利用に繋がるように進めていく。

菊地委員：取り残されないように、取り残しがないように、高齢者を支援していくことが、数字だけではなく、さらに明らかに見えてきたらいいと思う。

稲葉社会福祉士：経年の数値を出さないと見えない部分もあるので、数値だけで出しているが、指摘のように、やはり困難事例等は、1件で何十時間もかかる場合もあるので、なかなか数字だけでは見えない部分がある。できるだけきめ細かく対応できたらと思う。

議題4 地域密着型サービスの状況について

広田主任主事：【資料4を用いて地域密着型（介護予防）サービスの状況について説明】

地域密着型サービスとは、日々の生活を住みなれた地域で送ることができるよう提供するサービスであり、利用者は寒川町民が対象となる。町が事業者を直接指定し、事業の運営に関し、指導監督を行っている。27年度は、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の3つの事業について、サービス提供が行われた。定員は、あくまでも1日の定員であり、それぞれ12人以下、29人以下、18人以下となる。資料4の欄外に記載のとおり、あくまでも月平均の延べ利用人員であるので、資料上は実際の定員よりも利用者数が上回る事業所もあることを留意願う。28年4月からは、利用定員が18人以下の小規模な通所事業所についても、新たに地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられた。28年6月現在、町内には9カ所の通所介護事業所があるが、定員18人以下に該当する事業所はうち5カ所となる。寒川町民が対象となるが、制度が28年4月1日から開始となっているため、28年3月31日現在、寒川町以外の市町村の方が利用していた場合には、継続利用が可能となっている。町外の利用者については、茅ヶ崎市、藤沢市、海老名市からの利用者が中心となる。逆に寒川町民が他市町村の施設を利用するケースについては、茅ヶ崎市の15カ所の事業所をはじめ、茅ヶ崎、藤沢、平塚、海老名、相模原で、現在、5つの市の22カ所の事業所に寒川町民が利用している。香川や芹沢、高田等、比較的、寒川町に近い施設の利用が見られる。以上。

(質疑)

木藤委員：ケアマネジャーの立場から現状報告するが、現状苦しいところがある。海老名のデイサービスを倉見在住の方がしばしば利用していたが、新規の利用者がもう行けない。一之宮在住者が、香川のデイサービスを希望しても紹介ができない。居所に近く、送迎範囲だが、利用できないという状況がある。地域密着通所介護の施行により、厳しい状況というのが、ケアマネジャーとしての個人の感想である。

会長：以上、議事について終了するが、説明が数字だけでわか

りにくいという意見があった。説明にうまく事例を取り入れるといったように、工夫できるところは工夫するよう付け加える。委員から全体を通して意見・質問はあるか。なければ、議事を終了し、事務局に戻す。

仲手川副主幹：次第の4その他で、事務局より報告する。

介護保険負担限度額認定の適用要件変更について（参考資料1）

後藤主事：介護保険負担限度額認定とは、介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）への入所やショートステイを利用する低所得者の食費・部屋代について介護保険により負担軽減を行う制度である。28年8月より一部改正が行われるため改正内容について報告する。改正前は、世帯の全員（世帯分離をしている配偶者含む）が市町村民税非課税であり、課税年金収入等が80万円以下で一定金額以上の預貯金を持たない方について、利用者負担段階の第2段階という負担となっていたが、28年8月からは、課税年金収入だけでなく、非課税年金の収入も含めて判定することとなる。非課税年金とは、遺族年金や障害年金等である。非課税年金収入も含めた上で80万円を超えるか超えないかで、利用者負担段階が第2段階か第3段階か判定を行う。

仲手川副主幹：利用者負担段階の第1段階が、一番負担軽減が大きい。第2段階がその次、第3段階が3番目となる。第4段階は、負担軽減なしということである。資料には、非課税年金収入を判定しない場合には、第2段階だった方が、どういった時に第3段階になるのか、今までとどのぐらいの差があるのかということ、あくまでも例示であるが、参考1、参考2、参考3として記載している。参考1については、要介護3、特別養護老人ホームに入所、多床室で30日利用したという形でシミュレーションしたものである。参考2では、今回の改正部分に該当し、第2段階から第3段階に変更になった場合の負担額の差額を記載している。第2段階の本人負担額43,260円から第3段階になると51,060円となり、7,800円の増となる。参考3では、27年度改正に該当した場合の例示を記載している。部屋代、食事代の負担軽減の見直しは27年度改正の方が大きく変更しており、変更内

容としては、預貯金や配偶者の所得の勘案である。今まで第1段階だった方が、第4段階になってしまうケースも想定されたため、どのような変更となるのかシミュレーションしたのが参考3である。これはあくまでもシミュレーションであり、全ての方がこの通りになるわけではないということを留意願う。以上。

介護ボランティアポイント事業について (参考資料2)

関谷主任主事:28年度から寒川町介護ボランティアポイント事業が始まる。高齢者が社会参加と生きがいづくりを見つけ、介護予防の推進を図るということが目的である。介護保険施設等で自発的な奉仕活動を行うことを支援する、また活動実績に応じてポイントを付与し、貯めたポイントは寒川町共通商品券と交換できるという形になる。事業の対象者は、寒川町在住の介護保険の第1号被保険者で、要介護または要支援の認定を受けていない人であり、あくまで介護予防の推進を図ることが目的のため、介護を受けていない65歳以上の方が対象となる。実際にボランティアを行う施設は、介護老人福祉施設である寒川ホーム、きくの郷、介護老人保健施設である神恵苑、養護老人ホームである湘風園を予定している。活動内容は、施設利用者の話し相手、送迎や散歩の補助、ゲームや囲碁・将棋の相手等が主となる。基本的に、施設利用者の身体等に触れない範囲の内容となっており、受け入れ施設が指定した活動を行う形となる。

参加までの流れについては、まず事業対象者が説明会に参加し、個人情報の取り扱い等や事業自体の説明を受け、活動に参加したいという希望があった場合には、参加の登録を行う。その後、活動の参加者にはポイントカード(身分証を兼ねたスタンプカード)を交付し、受け入れ施設との調整後、活動に参加することとなる。なお、受付や受け入れ施設との調整等については、寒川町社会福祉協議会(ボランティアセンター)で実施する。ボランティアに参加後、町の共通商品券と交換する流れについては、活動時間1時間以上からスタンプ1個をポイントカードに、施設にて押す。1日のスタンプの上限は2個となる。スタンプが5個から9個の場合は5ポイント、10個から14個の場合は10ポイントというような形でポイントに交換ができ、交換

したポイント数に応じて、ボランティアセンターにて、寒川町共通商品券と交換できる。今後の予定としては、広報さむかわ7月号で周知を行っている第1回介護ボランティアポイント説明会を7月28日木曜日に開催し、8月から随時受け入れ施設での活動を開始予定である。その後、8月25日木曜日に第2回介護ボランティアポイント説明会を行い、介護ボランティアポイント説明会については適宜開催していく。以上。

寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会の進捗状況について

仲手川副主幹：介護保険の改正により、総合事業が新しく位置づけられ、介護保険給付の部分から地域で高齢者を支えるという視点が入り入れられた。総合事業について、基盤整備推進会議を設け、寒川町ではどういった考えの下、どういったサービスができるのかということの検討を始めている。28年6月27日に、28年度第1回目が開催され、29年4月からのスタートに向け、できるところからやるという考えや、他自治体での動向を踏まえつつ、様々な関係団体の代表者を集め、寒川の現状や地域で既に取り組みされている活動等の情報を共有し、どのようなことができるか、どのような課題があるかという形で話し合いを進めている。また改めて報告する。以上。

在宅医療と介護の連携推進事業について

仲手川副主幹：第6次介護保険事業計画の中で位置づけられている地域包括ケアシステムでは、地域で支える視点において、医療的なケアが必要な方、介護のケアが必要な方、両方をあわせ持った方について、より連携できるよう検討する場となっている。検討するに当たって、医療関係者とも一緒に考えていく必要があることから、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会が茅ヶ崎市と寒川町を管轄しているため、茅ヶ崎市と共同で事業を進めている。27年度からはまず、関わる人に何が大事なのか、地域包括ケアシステムで何を行っていったらいいのかを、関わる人向けの研修会を開催している。様々な職種の方に、自分の職種だったらどのように関わられるのかというところを考える研修となっている。28年度については、少ないメンバーで少し細かい話をしようということで検討が進ん

でいる。29年度には研修ではなく、動き出せるようなスケジュール感で動いている。以上。

第7次寒川町高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)見直しの準備について

広田主任主事：現在は、第6次計画に基づいて、27年度から28年度、29年度の3年間、事業を進めてきた、あるいは今進めている、これから進んでいくというところである。今後について、30年度から32年度の第7次計画の策定に向けて、28年度は、町民の現在の生活状況や高齢者保健福祉施策に対する意見等を把握し、今後の超高齢社会をサポートする施策等を検討するための基礎資料として、アンケート調査を行う予定である。29年度の見直し作業については、アンケート結果を活用していく。以上。

(質疑)

菊地委員：寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会について、29年4月からという総合事業に向けて、関係団体の代表者を集めて、ボランティアを含めた、寒川町の地域活動の情報、どのような活動が行われているのかといった情報を得るといふことか。

仲手川副主幹：地域の中で、新しい生活支援・介護予防サービスにマッチングする既存の活動があるのかどうなのかというところを、まず調査の対象として、協議をスタートしている。地域資源を持ち寄り、協議を始めているのが現状、スタート段階である。

菊地委員：建物の中だけでなく、外へ出での予防事業も必要であると考え。南部、北部、町民センターで活動している高齢者の方々の協力も得て、建物の中での予防事業ということだけではない活動ができたらと思う。

委員一同：異議なし

(閉会)

木藤委員：28年度から29年、30年、31年と介護保険制度は

	<p>毎年目まぐるしく変化している。その中で町民の方々、介護を受ける方、その家族、近隣の方々、さらにはサービス事業者が安心した生活が送れるように、この協議会で審議していければと考える。次の協議会の時はもう少し29年度がどうなっていくかというのが見えてくると思うので、新しい情報を得て、またより良い協議会になっていければと思う。以上で本日の会議を終了する。</p>
<p>配付資料</p>	<p>資料1-1 平成27年度介護保険の状況 資料1-2 平成27年度要介護認定者集計表 資料1-3 平成27年度介護保険の給付状況（介護給付） 資料1-4 平成27年度介護保険の給付状況（予防給付） 資料2 平成27年度介護予防事業等実施事業実績 資料3 平成27年度寒川町地域包括支援センター運営事業実績報告書 資料4 地域密着型（介護予防）サービスの状況について 参考資料1 介護保険負担限度額認定の適用要件変更について 参考資料2 介護ボランティアポイント事業について</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>森井 順子、山田 典子（平成28年9月1日確定）</p>